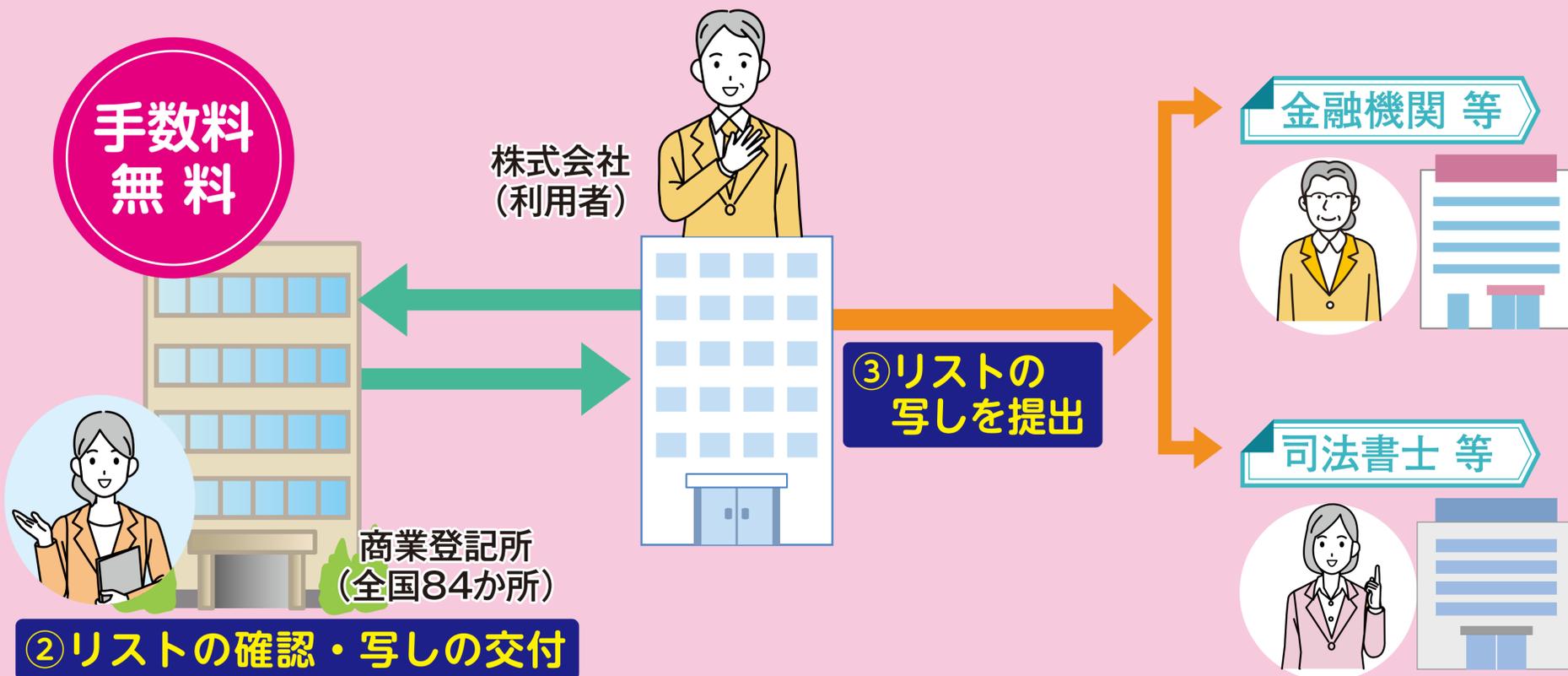


# 実質的支配者リスト

## ① 実質的支配者リストの保管・写しの交付申出



## ② リストの確認・写しの交付

令和6年6月までに司法書士等との一定の取引時確認においても、法人の実質的支配者の申告が必要となります。令和6年中にこの制度の更なる利用手続の拡大が予定されています。

### ● 実質的支配者リストとは ●

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。

この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。

円滑な取引に備えて、あらかじめ1年に1回程度保管・交付の申出をしておくことをおすすめします。

### ● 利用のメリット ●

その1 信頼性の高い実質的支配者情報を得ることができます。

その2 会社が金融機関などで行う実質的支配者の確認手続がスムーズになります。



## 法人口座を開設されるお客さまへ

水島信用金庫

近年、法人名義の口座が詐欺等の犯罪に利用され、消費者被害が拡大するなど大きな社会問題となっています。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっており、金融機関においてお客さまの情報について適切に管理することが求められています。

そのため、法人のお客さまの口座開設時には下記の「公的書類」による確認や同書類に基づき事業内容等についてお尋ねしたうえで、当金庫所定の確認を行わせていただいております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. ご提示いただく公的書類

- (1) 履歴事項全部証明書（原本） 発行後6か月以内のもの
- (2) 来店される方の写真付公的本人確認書類（運転免許証や個人番号カードなど）  
※顔写真が貼付されていない公的本人確認書類の場合は2種類ご用意ください。
- (3) 支店又は営業所の住所が確認できる書類（国税・地方税、社会保険料、公共料金の領収書等）※支店又は営業所の住所を届け出る場合

### 2. ご確認させていただく事項

- (1) 当金庫で口座を開設される理由について
- (2) 口座の利用目的、事業内容、実質的支配者（氏名、生年月日、住所）について
- (3) ご来店いただく方と法人との関係について  
※法人の代表権のない方が口座開設にご来店される場合には、委任状の提出もしくは、お電話等での確認をさせていただきます。

### 3. ご留意いただく事項

- (1) 口座開設は申込当日にはできません。確認に1週間程度のお時間をいただく場合がございます。
- (2) 口座開設はお客さまの主たる事務所の最寄りの支店で承ります。
- (3) 追加書類等をお願いすることがあります。
- (4) 事務所等へ訪問させていただくことがあります。
- (5) 確認の結果、口座開設をお断りすることがあります。なお、ご提出いただいた書類等は口座開設をお断りした場合でもお返しは致しません。また、理由等は開示しておりません。